

9月10日(日)は 下水道の日です

市は、9月10日(日)の下水道の日にちなみ、9月を下水道促進月間として、未水洗化家屋を対象に、市職員による下水道啓蒙活動を行います。

トイレの水洗化はお済みですか

～清潔で快適な生活のために～

登別の恵まれた自然環境を守り、快適な生活を営むため、市は多額の費用をかけて下水道の整備を進めています。

この下水道の機能を十分に発揮させるためには、下水道の利用ができるようになった区域の皆さんに、一日も早く水洗トイレにしてくださいことや、台所・浴室などからの汚水を下水道に流す設備を整えていただくことが必要です。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



融資のあっせん・補助金の制度をご利用ください

市は、下水道が使用できるようになった区域で、トイレの水洗化工事や排水設備設置の工事を行う場合の皆さんの費用負担を軽減し、水洗化を促進するため、融資のあっせんや補助金の制度を設けています。

詳しくはお問い合わせください。

下水道はみんなで使う公共の財産です

一人ひとりがルールを守って、上手に使いましょう。

- 水洗トイレには専用の紙以外を流さない。
- 台所から食用油や野菜くずなどを流さない。
- 雨水や雪を下水道管に入れない。

問い合わせ

下水道グループ (☎⁰⁵9052)

児童手当の手続きは お済みですか

4月1日から、児童手当の支給対象年齢がこれまでの小学3年生(9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)までから、小学6年生(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)までに拡大されたほか、所得制限額も緩和されました。

このため、平成6年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた児童を養育している方や、所得制限額を超えていて認定を却下された方も児童手当が支給される場合がありますので、9月29日(金)(郵送の場合、9月30日(土)の消印有効)までに、市に届け出をしてください。

なお、4月1日以降に登別市へ転入された方は、前住所と登別市の両方で手続きが必要です。

小学4年生(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の児童の保護者

3月31日現在、当該児童を対象とした児童手当を受給していた保護者の方は、4月以降も自動的に引き続き支給されていますので、届け出の必要はありません。

ただし、所得制限限度額超過により支給されていない方は、所得制限額の緩和により支給になることがありますので、届け出をしてください。

小学5・6年生(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)の児童の保護者

- 3月31日現在、小学3年生以下のお子さんを対象とした児童手当を受給していた保護者の方は、『額改定認定請求書』を提出してください。
- 3月31日現在、児童手当を受給していない保護者の方は、『認定請求書』を提出してください(『認定請求書』提出時に、健康保険被保険者証の提示のほか、所得証明書の提出が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください)。

問い合わせ

子育てグループ (☎⁰⁵5634)

上田商事株式会社 豊かな暮らしを応援する 

ユアーズうえだ

登別市新川町2丁目5番地1TEL (0143)85-7711

総合レンタル業  旅行・OA機器
什器備品・イベント  通信機器

株式会社  レンタコム  ウェダ

登別市新川町2丁目5番地1TEL (0143)85-1366

 野口観光グループ
温泉のご予約は

↓“野口観光”で検索すればアクセスが簡単です。↓

<http://www.noguchi-g.com/>

観光情報やおトクな情報も!